Living Information

くらしの情報

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■1月の納期

- 市県民税 …… 4期分
- 国民健康保険税 …… 8期分
- 介護保険料 …… 8期分
- 後期高齢者医療保険料 …… 7期分
- 公共・特還負担金 …… 4期分
- 農業・個別分担金 …… 4期分
- 保育料 …… 1月分
- 市営住宅家賃 …… 1月分

いとしまTOPICS

●花を飾ろう INファームパーク

11月23日、ファームパーク伊都国でプランターを使った花の植え方を学ぼうと、子どもからお年寄りまでたくさんの人たちが集まりました。

花壇とプランターの違いや土の作り方、肥料を混ぜるときのコツなど、経験がない人でも分かりやすい内容となっており、初めて花を植える子どもたちは講師の分かりやすい説明を聞きながら真剣に取り組んでいました。

花の気持ちになって植える子どもたち

募集・申請

県営住宅入居者の募集

ポイント方式で

県では、県営住宅の空き家の入居者をポイント方式で募集します。

案内書配布・受付期間 1月11日(火)から19日(水)まで

※申込書は、市役所本庁と二丈支所、志摩支所に備え付けています。

※募集についての詳しい内容は、県住宅供給公社にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部 ☎(781)8029

森や山に入りませんか

「間伐体験」参加者募集

地元の森や山、人工林に入ってみませんか。健全な森を育成・維持する活動を行う「いとの森守り会」は、間伐材の搬出体験の参加者を募集しています。

日時 1月22日(土)9時

集合場所 ファームパーク伊都国トンカチ館(糸島市高祖)

内容 間伐材の枝払い、玉切り、持ち出し(搬出)

募集人数 30人(16歳以上)

参加費 500円

※昼食と飲み物は各自ご持参ください。

申込期限 1月15日(土)

申込方法 氏名・年齢・住所・連絡先を連絡

申し込み・問い合わせ いとの森守り会 ☎(322)7661 FAX(322)7661 E-mail mtg.kbys1947@gmail.com

第41回糸島市駅伝大会

出場チームを募集します

糸島市駅伝大会実行委員会では、可也山を周回するコースで駅伝大会を次のとおり開催します。

みなさんも職場や地域などでチームをつくり、健脚を競ってみませんか。

日時 2月6日(日)

開会式 8時

スタート 10時

開会式会場 糸島市立可也小学校(糸島市志摩初)

大会規定 1チーム10人以上(女性2名以上)で構成。計10区のリレー方式になります。

参加費 6000円(スポーツ保険料を含む)

申込方法 大会実行委員会事務局備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、同事務局へ提出(郵送またはFAX可)。

申込期限 1月14日(金)

※郵送の場合は当日消印有効

※参加チーム多数の場合は、1団体からの複数参加を制限することがあります。

申し込み・問い合わせ 糸島駅伝大会実行委員会事務局(前原市商工会)(糸島市前原北1-1-1) ☎(322)3535 FAX(322)1113

講演会・相談

ゆったり子育て支援講座

未熟児を持つ保護者

子どもの成長を前に、不安や悩みはありませんか。

今回は、未熟児医療専門の先生を招き、具体的なアドバイスをします。

日時 1月25日(火)14時から16時まで

参加対象 未熟児(出産時2000g未満)の保護者、母子保健などの関係者(保健師、看護師、助産師、保育士、幼稚園教諭など)

内容 未熟児の成長発達の特徴(起こりやすい病気や、育てる上での注意点など)

講師 佐藤和夫さん(国立病院機構九州医療センター小児科医長)

会場 福岡県糸島総合庁舎(糸島市浦志2-3-1)

託児 あり(先着7人)

※申し込み時に受け付け。予定人数を超えると、お断りする場合もあります。

参加料・託児料 無料

申込期限 1月20日(木)

申込方法 電話・FAX

問い合わせ 福岡県糸島保健福祉事務所健康増進係 ☎(322)1439 FAX(322)9252

オストメイトのための懇談会

無料で参加できます

人工肛門・膀胱(ぼうこう)を手術で造設している人やご家族、医療関係者、介護関係者を対象にストーマ管理全般の懇談会を行います。

ストーマ管理で悩んでいる人はぜひご参加ください。

日時 1月16日(日)13時から16時まで

場所 クローバープラザ(春日市原町3-1-7)

☎(584)1212

参加費 無料

問い合わせ 日本オストミー協会福岡県支部 牛島 ☎090(7921)1129

ともに 歩こう 解放への道

糸島市解放学級経験交流会

第38回糸島市解放学級経験交流会実行委員会では、解放学級の学習成果の発表を行います。

日時 1月23日(日)9時30分から12時30分まで

会場 伊都文化会館(前原東二丁目2-7)

参加費 400円(資料代)

問い合わせ 糸島市解放学級経験交流会事務局(市人権センター内) ☎(322)1835

固定資産税

償却資産の申告

償却資産とは、個人や法人で事業を営んでいる人や駐車場・アパートなどの貸し付けをする人などが、その事業のために使う構築物や機械・備品などで減価償却の対象になるものです。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産状況の申告が必要ですので、申告期限の1月31日(月)までに申告してください。

償却資産の内容

❶**構築物** 看板や駐車場の舗装、店舗の内装など

❷**機械および装置** 工作機械や食料品の加工設備、発電設備など

❸**船舶** 漁船など

❹**車両や運搬具** フォークリフトなどの大型特殊自動車など

❺**工具や器具** テレビや冷蔵庫、パソコンなどの機器、医療機器など

※申告書などは、市役所税務課にあります。詳しくはお尋ねください。

提出・問い合わせ 糸島市税務課 ☎(332)2094

償却資産Q&A

Q 店舗などを借りている場合、どんな資産が申告の対象になりますか。

A 賃借人が取り付けた看板やカウンター、内装、設備などが対象です。

Q リースした資産は申告が必要ですか。

A リース満了後に返還する場合は、リース満了後に会社が申告。リース満了後に譲渡される場合は、賃借人からの申告が必要です。

Q 減価償却をしていない資産も対象ですか。

A 減価償却が可能な資産は申告の対象です。

Q 耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告の対象になりますか。

A 事業用に使っている場合は申告対象です。

Q 使用していない資産も申告は必要ですか。

A 事業用として、いつでも使える状態のものは申告の対象になります。

Q どんな資産が申告の対象になりませんか。

A 次のようなものは対象になりません。

①自動車税や軽自動車税の対象になるもの

②無形固定資産(特許権・営業権など)

③耐用年数1年未満のもの

④取得金額が10万円未満で、法人税法などの規定で一時に損金算入された資産(少額償却資産)

⑤取得金額が20万円未満で、法人税法などの規定で、3年以内に一括して均等償却する資産(一括償却資産)

Q 償却資産の申告をしていますが、なぜ課税されていないのですか。

A 課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。ただし、資産の多少にかかわらず、申告は必要です。